

28佐国運協第 号
平成28年10月 日

佐久市長
柳田 清二 様

佐久市国民健康保険運営協議会
会 長 大 池 明

佐久市国民健康保険税率等の改定について（答申）【案】

平成28年9月5日付28佐国第109号で諮問のありました「佐久市国民健康保険税率等の改定」について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

当協議会は、平成28年9月5日に、佐久市長から国民健康保険税率等の改定について諮問を受けた以後、平成28年2月に策定された「佐久市国民健康保険財政健全化計画」や佐久市国民健康保険財政の状況などを踏まえ、慎重に協議を重ねてきました。

佐久市国民健康保険は、高齢化の進展や医療の高度化、また、低所得者層の加入割合が高いといった国民健康保険が抱える構造的な問題などの要因により、平成27年度に保険税率等の改定を行ったところではありますが、歳出に見合う歳入の確保が難しい状況が続いています。

このことから、「佐久市国民健康保険財政健全化計画」を策定し、計画的に保険税率等の見直しを行うことや急激な負担増とならないよう、新たな財源として一般会計からの基準外の繰入れや借入れも導入しつつ、国民健康保険財政の健全化への取組みを始めたところであります。

今回諮問のありました平成29年度からの保険税率等の改定は、この計画期間における初めての改定となります。

国民健康保険税の引上げは、加入者負担を増加させ、非常に苦しい選択であり、一部の委員からは、保険税の引上げに反対する意見もありました。

しかしながら、国民健康保険は、法令で特別会計の設置が義務付けられており、基幹財源である保険税を基本として、国や県の負担金などルール化された財源により、独立採算で運営することが大原則であります。

また、一般会計からの基準外の繰入れについては、国民健康保険以外の保険に加入されている方の住民税の一部が国民健康保険事業に使われることとなるため、これまでも公平性の観点から、その財源としての在り方に疑問が呈されてきたところであり、国民健康保険制度創設以来の大きな制度改革を目前にして、その解消が求められているところでもあります。

これらに鑑みますと、佐久市国民健康保険は、安定した運営の土台を早急に構築する必要があり、保険税の引上げはやむを得ないと考えます。

2 税率等の改定内容

当協議会では、保険税率等の改定に当たり、財政健全化計画の最終年度である平成32年度までの収支が均衡すること及び一般会計からの借入金を返還することの2点を前提とし、次の3つの視点により改定税率等案を検討しました。

1点目は、低所得の世帯に配慮しつつ、より安定した保険税収入を確保すること。

2点目は、多人数の世帯に配慮すること。

3点目は、所得や年代などの各階層において、極端に負担増となる階層を生じさせないこと。

これらの視点により検討した結果、平成29年度からの佐久市国民健康保険税率等は別紙のとおりとし、実施時期は、平成29年4月1日とすることが適当であると考えます。

3 付帯意見

平成29年度からの佐久市国民健康保険税率等の改定に当たり、当協議会より、次のとおり意見を付します。

- (1) 税負担の公平性をより確保するために、国民健康保険税収納対策の推進による収納率の向上に努めること。
- (2) 税率等の改定の主な要因が、保険給付費の上昇にあることから、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査の受診率の向上などによる保険給付費縮減に、なお一層努力すること。
- (3) 国民健康保険税の収納率向上、適正な資格管理及び賦課には、国民健康保険会計の状況や国民健康保険制度等に関し、被保険者の理解と協力を得ることが重要である。広報佐久やホームページ等を活用し、今回の税率等の改定に係る周知はもとより、国民健康保険制度の案内及び解説等わかりやすい広報に留意すること。
- (4) 今後も、「佐久市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、中長期的な財政状況を常に見通し、被保険者や市民の理解を得ながら、税率等の改定などを含め計画的な財政運営を行うこと。
- (5) 平成30年度からは、県も国民健康保険の保険者として国民健康保険財政の責任主体となるが、将来にわたって、国民健康保険が安定的に運営できるよう、国庫負担の一層の拡充などについて、関係機関と連携し、国・県に対し要請を行うこと。

別 紙

平成29年度からの佐久市国民健康保険税率等

(1) 基礎課税額に係る税率

- ア 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合
100分の7.60 (現行 100分の6.70)
- イ 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合
100分の16.00 (現行 100分の16.00)
- ウ 被保険者均等割額
被保険者1人について 21,300円 (現行 17,500円)
- エ 世帯別平等割額
1世帯について 25,400円 (現行 20,000円)

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る税率

- ア 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合
100分の2.75 (現行 100分の2.95)
- イ 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合
100分の2.90 (現行 100分の2.90)
- ウ 被保険者均等割額
被保険者1人について 7,300円 (現行 6,700円)
- エ 世帯別平等割額
1世帯について 8,700円 (現行 7,700円)

(3) 介護納付金課税額に係る税率

- ア 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合
100分の2.75 (現行 100分の2.40)
- イ 資産割額の算定に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合
100分の3.00 (現行 100分の3.00)
- ウ 被保険者均等割額
被保険者1人について 9,000円 (現行 7,000円)
- エ 世帯別平等割額
1世帯について 7,300円 (現行 5,800円)

なお、各課税額に係る賦課限度額並びに一定の所得以下に適用される被保険者均等割及び平等割の軽減(7割、5割、2割)については、法令改正に合わせて改定することとされたい。